

身元保証人の責任範囲とは

入管法における身元保証人とは、永住ビザ申請を行う外国人が日本で安定した暮らしが出来るように必要に応じて、日本の法律を守るように指導することを法務大臣に約束する人を指しています。例えば、万が一ビザ申請人が経済的に困窮し自国へ帰国できない場合の渡航費用の支弁なども含まれます。

身元保証書は法務大臣に約束する保証事項について身元保証人に対する法的な強制力はなく保証事項を履行しない場合でも入国管理局からの約束の履行を指導するのみになります。そのため、万が一ビザ申請人が法律違反等を起こしても、身元保証人が罰則を受けたり、責任を追及されることはありません。借金等の連帯保証人とは性質が異なりますのでご安心ください。

ただし、十分な責任が果たされない場合は、それ以降の入国在留申請において身元保証人としての適格性を欠くとされるため次回以降身元保証人としての保証力が弱いと判断されますのでその点は注意しましょう！

